

平成15年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成16年1月1日～平成16年3月31日)

平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法に指定され、同法第93条に規定する資金管理業務を行うこととなった。

平成17年1月1日の法の本格施行後、再資源化預託金等の收受・管理・運用等を行うこととなるが、平成15年度(第4四半期)においては、円滑な法施行に向け下記の事業を行う。

1. 関係事業者向け説明会

平成16年1月～3月にかけて、全都道府県において、再資源化預託金等の收受に係る実務を委託する自動車販売業者(約 3000 事業者)及び自動車整備業者(指定整備事業者 13,000 事業者)を主な対象として、再資源化預託金等の收受に係る業務等に関して説明会を開催する。

説明会は、47都道府県において(北海道、東京等については複数回)実施するため、合計60回程度を予定。

2. コールセンターの設置

関係事業者説明会后、各事業者からの各種問い合わせが予想されるため、これらに対応するためコールセンターを設置し、運営する。

平成16年4月からは各事業者との再資源化預託金等の收受に係る委託契約の締結も開始する予定であり、コールセンターへの問い合わせ件数についても徐々に増加していくことが予想されるため、当年度においては、8名程度で構成するコールセンターを2月から立ち上げ、4月からの本格稼働に向けた体制整備についても併行して行う。

3. 資金管理システム立ち上げのための準備

既販車についての自動車登録情報等(約 400 万台分)を入手して資金管理システムの試行を十分に行うことにより、再資源化預託金等の收受・管理等に必要な準備体制を整える。

以上